

令和3年4月28日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

緊急事態措置期間における部活動の一部変更について（通知）

皆様におかれましては、高等学校における新型コロナウイルス感染防止対策にご協力をお願いし、心から感謝申し上げます。

さて、先日、県内に「緊急事態宣言」が発令され、今後の市立高等学校の教育活動について、「兵庫県における緊急事態措置を踏まえた市立学校園の学校運営について（通知）」でお知らせいたしました。しかしながら、昨今の県内感染状況のおさまりが見えないことを踏まえ、前回の通知を守っていただきながら、次のとおり内容を一部変更（下線部）することといたします。

皆様には長期にわたりご協力をお願いすることとなりますが、お子様が安心して過ごせる学習環境の維持に努めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 部活動【令和3年4月29日(木)～令和3年5月11日(火)】

(1) 原則休止とします。

(2) ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は認めます。

(3) 大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとします。その際は、感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底のうえ、以下のとおりとします。

・活動場所は、自校及びその周辺のみといたします。

ただし、活動拠点が校内にない場合は、当該施設を校内とみなします。

・活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内の実施といたします。

・公式大会に合同で参加する場合、または自校内で練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を認めます。

・合宿等、宿泊を伴う活動は実施いたしません。

以上